

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年5月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第4号

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「掲げる」の右に「照明器具（」を加え、「する照明器具」を「するもののに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)